

2025 年 8 月 28 日

各位

会 社 名 株式会社DDグループ
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 松村厚久
(コード番号：3073 東証プライム)
問合せ先 専務取締役グループ経営管理本部長 斉藤 征 晃
電話番号 03-6858-6080 (代表)

PCGV I-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果並びに
親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ

PCGV I-1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が 2025 年 7 月 15 日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が 2025 年 8 月 27 日をもって終了し、公開買付者より本公開買付けの結果について、報告を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本公開買付けの結果、2025 年 9 月 3 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、下記のとおり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの結果について

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社DDグループ（証券コード：3073）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された当社株式の数が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主の異動について

(1) 異動予定年月日

2025 年 9 月 3 日（本公開買付けの決済の開始日）

(2) 異動が生じる経緯

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社DDグループ（証券コード：3073）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）に記載のとおり、本公開買付けの結果について、当社株式 14,320,420 株の応募があり、応募された当社株式の総数が買付予定数の下限（10,813,295 株）以上となり、本公開買付けが成立したことから、公開買付者がその全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、本公開買付けの決済が行われた場合には、2025 年 9 月 3 日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社の総株主の議決権の数に対する公開買付者の所有する議決権の数の割合が 50%超となるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。これに伴い、公開買付者の親会社であるポラリス第六号投資事業有限責任組合も、公開買付者を通じて当社株式を間接的に所有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

一方、当社の代表取締役社長かつ主要株主である筆頭株主の松村厚久氏（以下「松村氏」といいます。）は、その所有する当社株式（所有株式数：4,998,403 株（注 1））のうち当社の譲渡制限付株式報酬制度に基づき松村氏が所有する当社の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）4,503 株を除く 4,993,900 株について、本公開買付けに応募し、その全てを公開買付者が取得することとなったことから、2025 年 9 月 3 日（本公開買付けの決済の開始日）付で、松村氏は当社の主要株主である筆頭株主に該当しないこととなります。

（注 1）松村氏が株式累積投資を通じて間接的に所有する当社株式 43 株（小数点以下を切捨て）は含まれておりません。

以下松村氏の所有株式数について同じです。

(3) 異動する株主等の概要

① 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	P C G V I - 1 株式会社	
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	
(3)	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 西畑 豪人	
(4)	事 業 内 容	当社の株式を取得及び所有し、当社の事業を支配し、管理すること	
(5)	資 本 金 (2025 年 8 月 28 日時点)	300, 025, 000 円	
(6)	設 立 年 月 日	2025 年 6 月 13 日	
(7)	大 株 主 及 び 持 株 比 率 (2025 年 8 月 28 日時点)	ポラリス第六号投資事業有限責任組合	68. 02%
		Crown CG Private Equity Fund 2024, L.P.	8. 98%
		Jewel CG Private Equity Fund 2024, L.P.	10. 15%
		Tiara CG Private Equity Fund 2024, L.P.	12. 85%
(8)	当社と公開買付者の関係		
	資 本 関 係	該当事項はありません。	
	人 的 関 係	該当事項はありません。	
	取 引 関 係	該当事項はありません。	
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

② 新たに親会社に該当することとなる者の概要（注2）

(1)	名 称	ポラリス第六号投資事業有限責任組合
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4)	業務執行組合員の概要	
	名 称	ポラリス・キャピタル・グループ株式会社
	所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 木村 雄治
	事 業 内 容	プライベート・エクイティ・ファンドの運営
	資 本 金	100,000,000 円
(5)	設 立 年 月 日	2024年8月29日
(6)	当社との関係	
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	該当事項はありません。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

(注2)「PCGV I-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの成立に伴い、2025年8月28日付で、ポラリス・キャピタル・グループ株式会社は、当該時点において所有する公開買付者の全ての普通株式をポラリス・キャピタル・グループ株式会社が無限責任組合員を務めるポラリス第六号投資事業有限責任組合に譲渡しているとのことです。

③ 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要（注3）

(1)	氏 名	松村 厚久
(2)	住 所	東京都 港区
(3)	当 社 と の 関 係	当社代表取締役社長

（注3）「PCGV I-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025 年 11 月下旬に、第三者割当の方法により松村氏が公開買付者に対してその発行済株式総数の 5.00%程度に相当する出資を行う予定とのことです。

(4) 異動前後における異動株主の所有する議決権の数及び議決権所有割合

① PCGV I-1 株式会社（公開買付者）

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）（注4）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社及び 主要株主である 筆頭株主	143,204 個 (79.05%、 14,320,420 株)	—	143,204 個 (79.05%、 14,320,420 株)	第 1 位

（注4）異動前及び異動後の「議決権所有割合」は、当社が2025 年 7 月 14 日に公表した「2026 年 2 月期 第 1 四半期決算 短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2025 年 5 月 31 日現在の発行済株式総数（18,455,019 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（338,833 株）を控除した株式数（18,116,186 株）に係る議決権の数（181,161 個）を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、「議決権所有割合」の記載について同じです。

② ポラリス第六号投資事業有限責任組合

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分	合計	
異動前	—	—	—	—	—
異動後	親会社 (当社株式の 間接保有)	—	97,407 個 (53.77%、 9,740,749 株)	97,407 個 (53.77%、 9,740,749 株)	—

③ 松村 厚久氏

	属性	議決権の数（議決権所有割合、所有株式数）			大株主順位
		直接所有分	合算対象分 (注5)	合計	
異動前	主要株主である 筆頭株主	49,984 個 (27.59%、 4,998,403 株)	14,880 個 (8.21%、 1,488,000 株)	64,864 個 (35.80%、 6,486,403 株)	第 1 位
異動後	—	45 個 (0.02%、4,503 株)	14,880 個 (8.21%、 1,488,000 株)	14,925 個 (8.24%、 1,492,503 株)	—

（注5）「合算所対象分」に記載の議決権の数及び議決権所有割合は、当社の代表取締役社長である松村厚久氏が議決権の全てを所有する株式会社松村屋（以下「松村屋」といいます。）が所有する当社株式の全て（以下「不応募合意株式」といいます。）を指します。なお、「PCGV I-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の

意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、2025年11月下旬に、松村氏は松村屋の普通株式の全てを公開買付者に譲渡し、その後公開買付者は、公開買付者を吸収合併存続会社、松村屋を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを予定しているとのことです。

(5) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者及びボラリス第六号投資事業有限責任組合は、当社の非上場の親会社等となりますが、当社株式を直接保有することにより影響力を行使しうる立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

(6) 今後の見通し

上記のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて、当社株式の全て（但し、本譲渡制限付株式、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を取得できなかったため、2025年7月14日付で公表した「PCGV I-1 株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続により、当社の株主を公開買付者及び松村屋のみとすることを予定しているとのことです。

当社株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及びその実施時期等については、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

（参考）2025年8月28日付「株式会社DDグループ（証券コード：3073）の普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」（別添）

2025 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 P C G V I - 1 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 西 畑 豪 人

株式会社DDグループ（証券コード：3073）の普通株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

PCGVI-1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 7 月 14 日、株式会社DDグループ（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード：3073。以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 7 月 15 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが 2025 年 8 月 27 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

PCGVI-1株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

（2）対象者の名称

株式会社DDグループ

（3）買付け等を行う株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	16,628,186（株）	10,813,295（株）	－（株）
合計	16,628,186（株）	10,813,295（株）	－（株）

（注 1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（10,813,295 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,813,295 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注 3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注 4）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が 2025 年 7 月 14 日に公表した「2026 年 2 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 5 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（18,455,019 株）から同日現在対象者が所有する自己株式数（338,833 株）及び株式会社松村屋が所有する対象者株式（1,488,000 株）を控除した数（16,628,186 株）になります。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 7 月 15 日（火曜日）から 2025 年 8 月 27 日（水曜日）まで（30 営業日）

- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性
該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,700 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（10,813,295 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（14,320,420 株）が買付予定数の下限（10,813,295 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 8 月 28 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	14,320,420（株）	14,320,420（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	14,320,420	14,320,420
（潜在株券等の数の合計）	—	（—）

（4）買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	一個	（買付け等前における株券等所有割合 —％）
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	64,864個	（買付け等前における株券等所有割合 35.80％）
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	143,204個	（買付け等後における株券等所有割合 79.05％）
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	14,880個	（買付け等後における株券等所有割合 8.21％）
対象者の総株主等の議決権の数	181,058個	

（注 1）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち、法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年5月30日に提出した第29期有価証券報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された2025年5月31日現在の発行済株式総数(18,455,019株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(338,833株)を控除した株式数(18,116,186株)に係る議決権の数(181,161個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2025年9月3日(水曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方(以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合にはその日本国内の常任代理人(以下「常任代理人」といいます。))の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード(<https://trade.smbcnikko.co.jp/>)からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについて、公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

PCGV I-1 株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934)（その後の改正を含みます。以下同じです。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は、本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類、並びに対象者の公表事項の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、米国企業の財務諸表と必ずしも同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、それらの役員の一部又は全部が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。また、株主が米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者に米国の裁判所の管轄に従わせることができる保証はありません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933)（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果がこれらの将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関連者は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者及び対象者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者又はそれぞれの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5 (b) の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の計算で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付け等を行なった者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）により米国においても英文で開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。